厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和3年度　建設業に係る法令遵守講習会

建設業における労働災害防止について

令和3年12月22日

厚生労働省長野労働局労働基準部
健康安全課

本 日 の 説 明 事 項

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

１　長野県の労働災害の現状

２　建設業における労働災害防止対策
　　～　最近の災害事例から　～
（１）　クレーン機能付きドラグ・ショベル
（２）　小型車両系建設機械（解体用つかみ機）
（３）　車両系建設機械（解体用）
（４）　墜落・転落災害

３　災害復旧工事における労働災害防止対策など

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

１　長野県の労働災害の現状

休業4日以上の死傷者数・死亡者数の推移
（平成11(1999)年から令和2(2020)年）

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

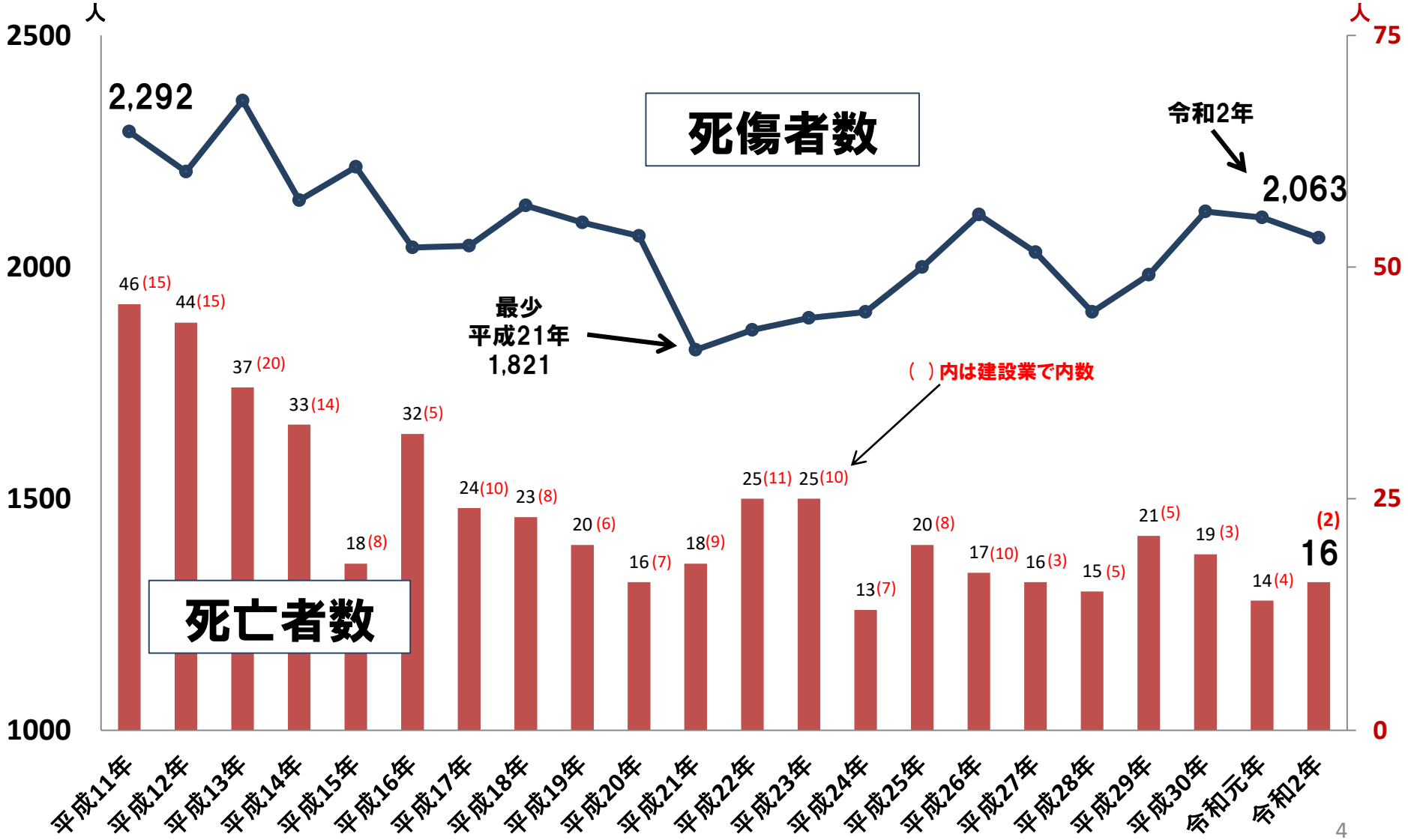

資料出所：労働者死傷病報告

令和２年 業種別労働災害発生状況

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

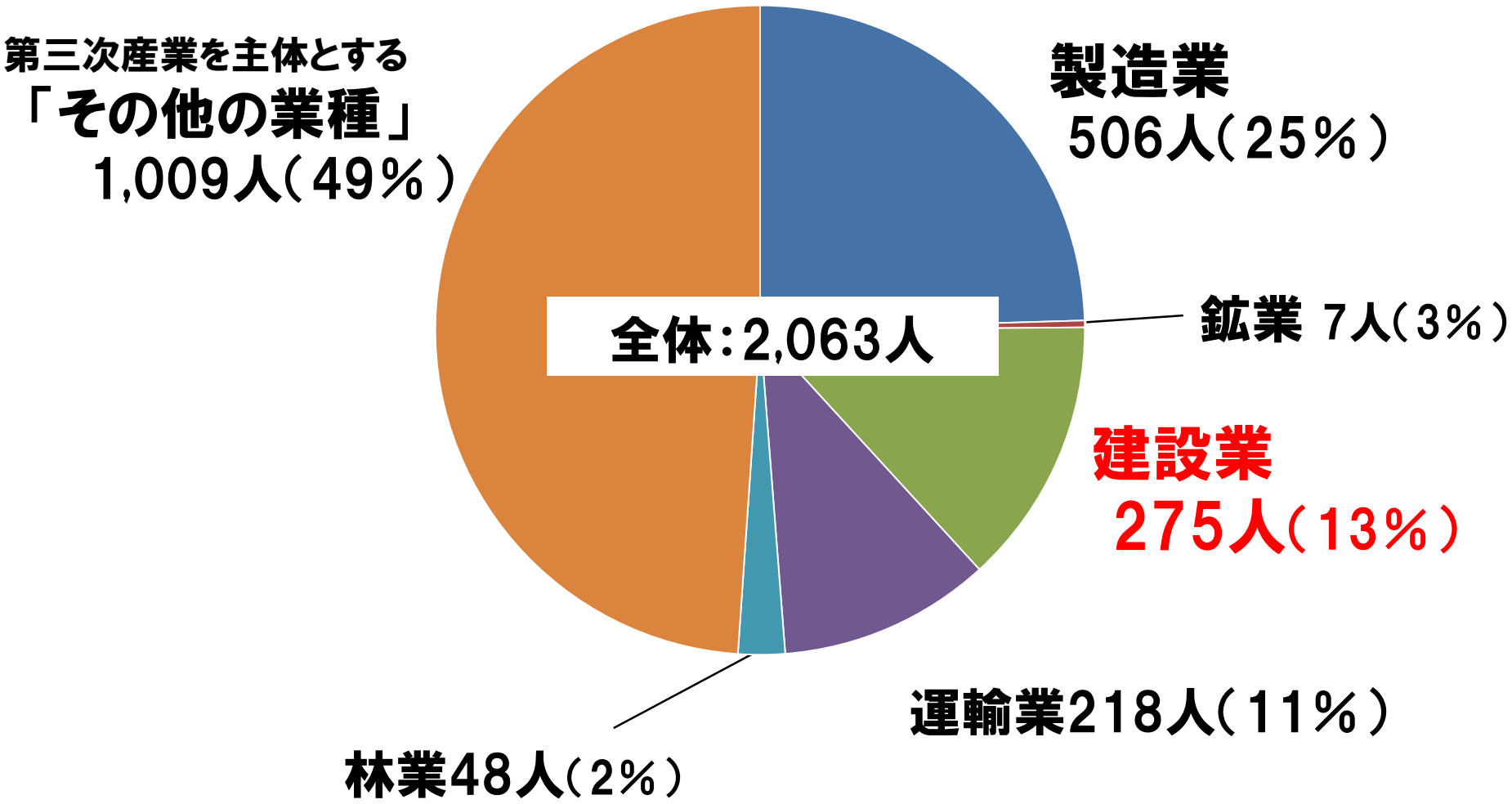

資料出所：労働者死傷病報告

令和２年 事故の型別労働災害発生状況（全産業）

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

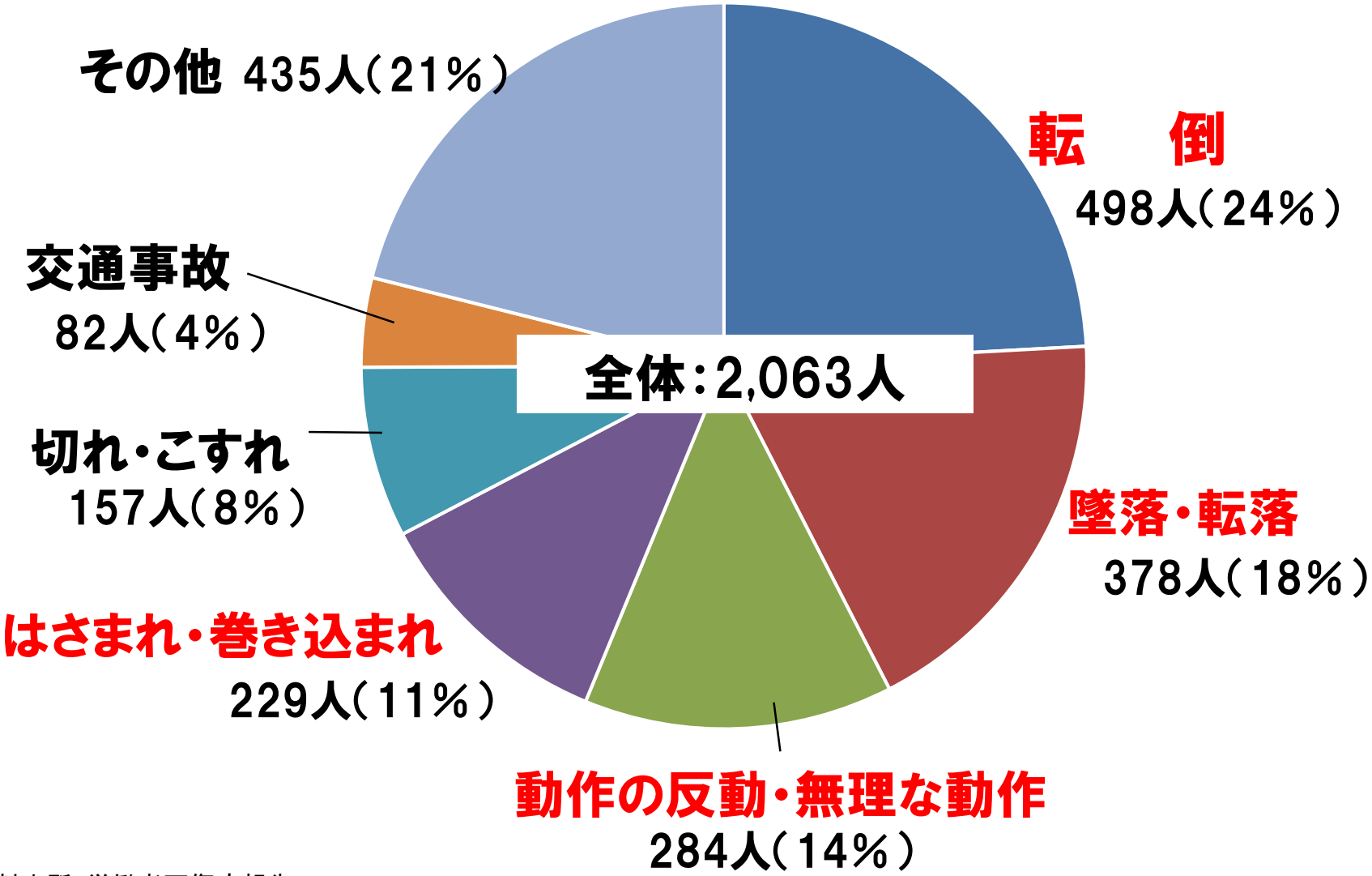

資料出所：労働者死傷病報告

令和２年 事故の型別労働災害発生状況（建設業）

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

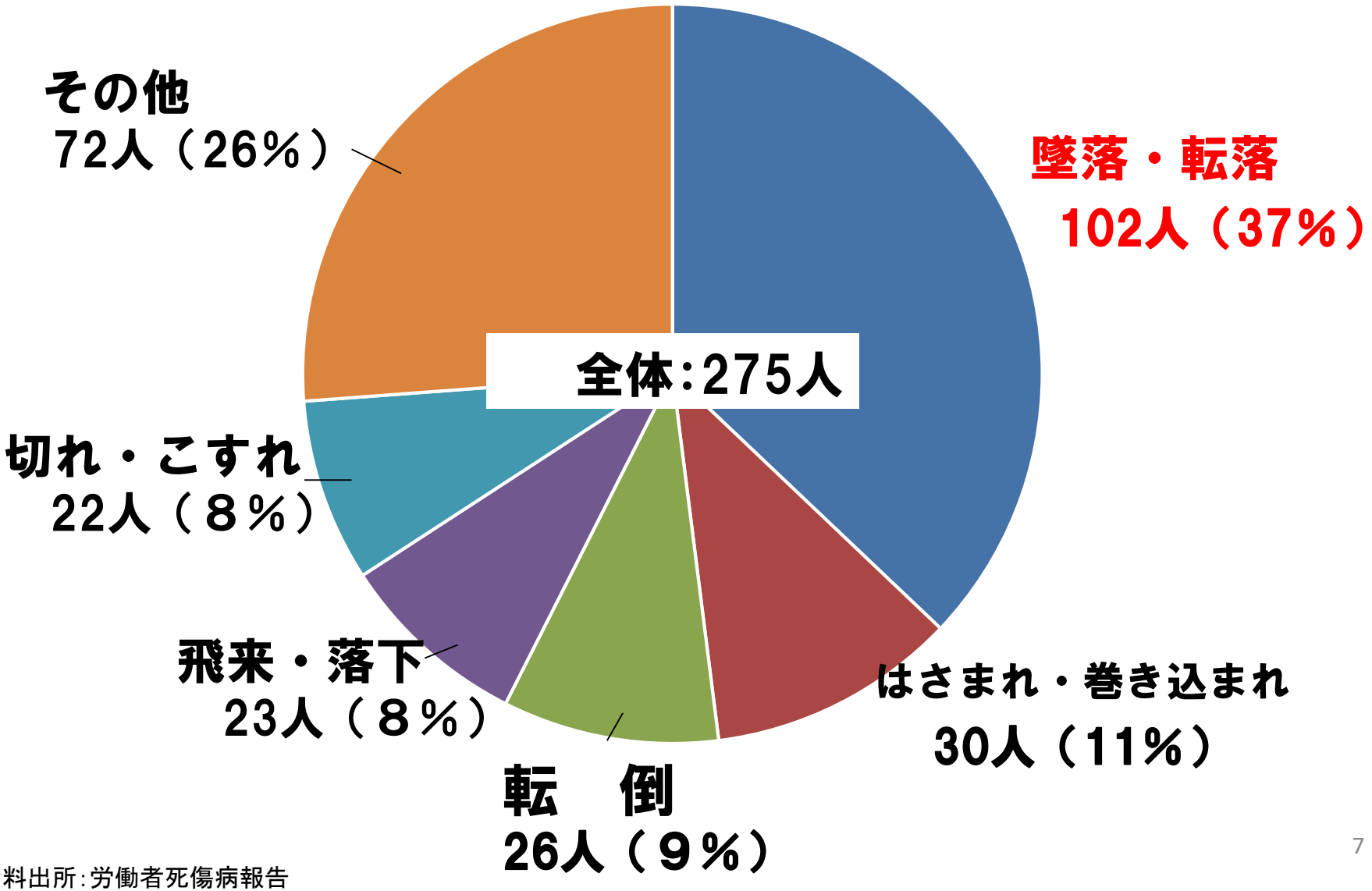

資料出所:労働者死傷病報告

令和３年１０月末の労働災害発生状況

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

１　休業4日以上の死傷者数

（全産業）　1,785人（対前年増減：253人（16.5％）増加）

（建設業）　234人（対前年増減：　31人（15.3％）増加）

２　死亡者数（全産業）　14人（対前年増減：　2人増加）

（参考：本年4月末時点では3倍の増加）

（建設業）　6人（対前年増減：　6人増加）

	令和2年10月末	令和3年10月末	増　減
土木工事業	（0）　62	（4）　78	（+4）　+8
建築工事業	（0）　117	（2）　109	（+2）　-15
その他の建設業	（0）　24	（0）　47	（0）　+23
合　　計	（0）　203	（6）　234	（+6）　+31

（　）内は死亡者で内数

資料出所：労働者死傷病報告

死亡災害撲滅に向けた長野労働局長メッセージ等

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

これ以上の死亡災害を発生させないために

令和３年５月28日

６月１日から、「令和３年度全国安全週間」の準備期間が始まります。「全国安全週間」は、昭和３年から中断することなく続けられてきた、大変伝統のあるものです。この間、労使が協調して労働災害防止対策を進め、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現に尽力してきました。

しかし、直近の長野県内の状況は大変厳しいものです。この非常事態を打破するためには、県内の皆さまに広くこの状況をご認識いただき、「全国安全週間」を契機として労働災害防止への取組を一層強化していただく必要がございますため、私からこのようなメッセージを公表する次第です。

４月末時点で、労働災害による死亡者が９人と、これは近年と比較すると大変大きな数字ではありますが、これが本当に憂慮すべき数字なのか、疑問を感じる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、仕事をしていて命を落とすということ、これは決してあってはならないことであり、この数字は本来ゼロを目指さなくてはならないものです。

「死んでしまったら何も意味がない、安心・安全に働ける職場こそすべての基本」。

これは、私が労働行政に携わらせていただく中で、最も大切にしてきた価値観の一つです。約40年にわたって、ずっと胸に抱いてきた思いです。

一人一人の働く人の向こうには、大切な家族や仲間がいて、たくさんの笑顔があります。大切な人が突然いなくなること、それは想像するだけでもつらさがこみ上げてきます。だから、ゼロを目指したい、これ以上の被災者を出したくないのです。

長野労働局では、６月から、労働災害防止のための監督指導・個別指導を強化して実施することとします。しかし、これ以上の死亡災害の発生を防ぐためには、皆さまの取組が不可欠です。

「全国安全週間」は、「人命尊重」を基本理念としています。働く人の命を守るため、この「全国安全週間」を機に、皆さまの職場を総点検していただき、改めて労働災害防止対策を徹底していただくようお願い申し上げます。

長野労働局長　小野寺　喜一

現場で働くみなさまへ（長野労働局長工事現場パトロール挨拶要旨）

令和３年６月 23 日

（巡回現場：令和元年東日本台風（台風 19 号）災害公営住宅建設工事）

皆さんおはようございます。長野労働局長の小野寺と申します。

皆さんには突然で恐縮ですが、本日は安全パトロールということで、こちらの現場にお邪魔しております。一言だけ、ご挨拶をさせていただきます。

まず、皆さんにちょっとしたお願いです。

あなたにとって、大切な人を思い浮かべてみてください。

あなたが今思い浮かべたその人たちと、これからも一緒に楽しい時間を過ごしてほしい、だから、そのために、ずっと安全にお仕事をしてください。

それが、本日私から申し上げたいことです。

労働災害というのは、例えば、「お疲れさん」と、隣で働いていた仲間が、突然いなくなってしまうことです。朝いつもどおりに「いってきます」と出かけたはずのお父さんが、そのまま帰ってこなくなってしまうことです。

あなたが先ほど思い浮かべた人たちにとって、あなたは大切な人です。あなたがいるからうれしくて、楽しい、そう思ってくれている人たちです。そんな人たちを悲しませないでほしい。大切な人を突然失う痛みを、私は誰にも味わってほしくない。

だから、今日も安全に気を付けて働いて、「ただいま」、とお家に帰ってください。明日も「おはよう」、と元気にここに来てください。

皆さんが今建てているこの建物は、２年前の台風で被災された方々のためのものです。苦しい思いをされている方々の期待を背負いながら、皆さんは働いていることかと思います。そんな事情などもあり、つい気がはやってしまうときもあるかもしれません。それでも、やっぱりあなたが、今日もいつものようにお家に帰ってきてくれることが、何よりも大切なのです。だから、急ぎたくなる時も落ち着いて、安全を確かめて、お仕事をしてください。

ヘルメットをしっかりかぶる、脚立を正しく使う、暑い日には水を飲む。「当たり前」と思うことや小さなことなのかもしれませんが、今一度気を配っていただいて、安全にお仕事をしてください。

まずは今日、安全に働いて、「ただいま」と帰りましょう。そんな日々を積み重ねて、大好きな人たちといつまでも笑いあいましょう。それでは今日も、「ご安全に」。

長野労働局長　小野寺　喜一

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

２　建設業における労働災害防止対策

～最近の災害事例から～

～　最近の災害事例から　～

クレーン機能付きドラグ・ショベル

災害発生の概要

堰堤新設工事で発生した重機（クレーン機能付きドラグ・ショベル）の転倒災害

傾斜地において、クレーン機能付きドラグ・ショベルを用いて新設する砂防堰堤の生コンクリート打設作業中に、生コンクリートを入れた容器（コンクリートバケット）をつり上げて旋回したところ、当該ドラグ・ショベルが掘削した溝内に転落（横転）した。
（作業員２名負傷）

再発防止のためのポイント（1）

１　先ずはコンクリートポンプ車（専用機械）による作業方法を採用すること

２　上記１で対応できず、コンクリートバケットをつり上げ、　生コンクリート打設を行う場合は、

移動式クレーン

又は

クレーン機能付きドラグ・ショベル

を用いるとともに、

①　<u>クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して荷のつり上げ作業を行う場合は、クレーン作業モードに切り替えて使用すること</u>

再発防止のためのポイント（2）

② 移動式クレーンやクレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して荷のつり上げ作業を行う場合は、平坦な場所で作業を行うこと
（整地を行い、作業構台を組み立てる等）

③ 定格荷重を超える荷をつり上げないこと

３ 車両系建設機械及び移動式クレーンやクレーン機能付きドラグ・ショベルを用いて作業を行う場合は、路肩から転落を防止するための措置（路肩に近づかないよう標識の設置、誘導者の配置等）を講ずること

クレーン機能付きドラグ・ショベルの各部の名称及び安全装置

「クレーン 第41巻 4号 2003」(社団法人日本クレーン協会)より

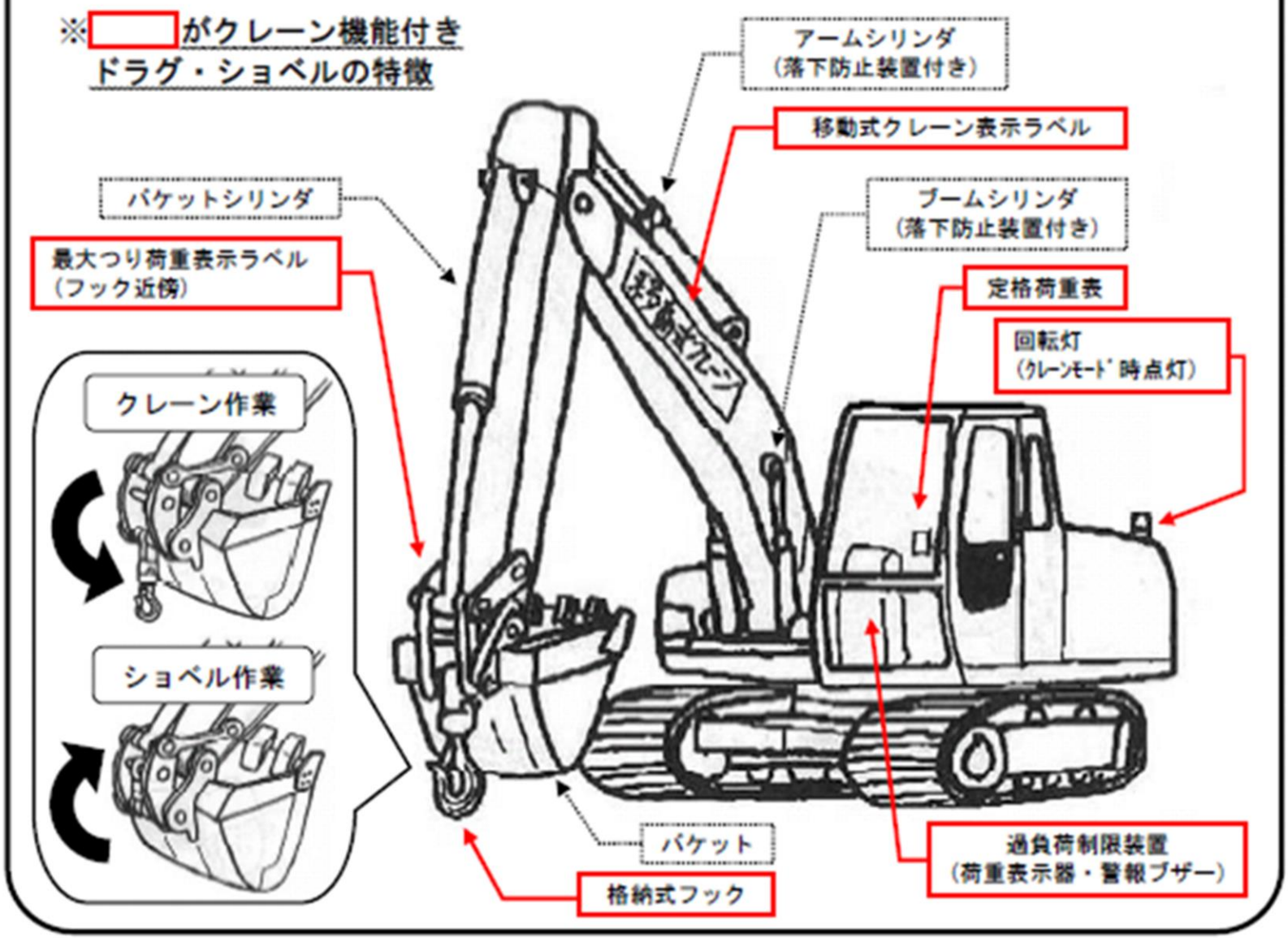

小型車両系建設機械（解体用つかみ機）

災害の概要

家屋から出た廃棄物を運び出すために、小型車両系建設機械（解体用つかみ機）を用いて、廃棄物が入ったフレコンバックの紐をつかみ具にかけて運搬しようとしたところ、傾斜面においてバランスを崩して横転し、ヘッドガードとフレームと地面との間に首を挟まれた。（1名死亡）

～　最近の災害事例から　～

小型車両系建設機械（解体用つかみ機）

再発防止のためのポイント（1）

1　荷のつり上げ、運搬作業は、作業内容に適した機械を使用すること

荷のつり上げ：移動式クレーン

荷の運搬：不整地運搬車　等

2　解体用つかみ機のつかみ具に、紐、ワイヤーロープ等をかけて荷をつり上げることは、紐等がつかみ具から外れて荷が落下する危険が高いため禁止すること

小型車両系建設機械（解体用つかみ機）

再発防止のためのポイント（２）

３　移動式クレーンで荷をつり上げたとしても、走行つりは、非常に不安定となるため、原則行わないこと
荷をつりながら斜面を下ることは、厳禁とすること

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

（写）

長野労基発 0820 第２号
令和３年８月２０日

公共工事発注機関の長　殿

厚生労働省長野労働局労働基準部長
（　公　印　省　略　）

車両系建設機械による労働災害の防止の徹底について（要請）

平素より、労働行政の推進につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の非常事態ともいえる県内の労働災害、特に死亡災害の発生状況を踏まえ、長野労働局では、関係団体に対し、令和３年５月 28 日付け長野労発基 0528 第１号「死亡災害の撲滅に向けた労働災害防止対策の徹底について（要請）」を発出し、労働災害の防止に向け職場内を総点検するよう要請する等により、労働災害防止対策の徹底を図ってきたところです。

しかし、６月にも死亡災害が発生し、尊い命がまた失われました。これは、県内の砂防堰堤工事において、ドラグ・ショベルを用いてつり上げていた長さ約４ｍの伐倒木が地面に落下して跳ね返り、近くにいた作業者に激突したというものです。この災害は、ドラグ・ショベルを用いた作業が適切に行われていなかったことから発生したと考えられます。

つきましては、同種の災害の再発を防止するため、公共工事の発注にあたっては、受注者に対し、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施することはもとより、別添に基づく車両系建設機械作業における安全対策を徹底するよう周知いただきますようお願い申し上げます。

担当部署
長野労働局労働基準部健康安全課

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

	確　認　事　項	確認欄
1	車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？ **また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る作業計画を定めていますか？**	□
2	車両系建設機械を主たる用途以外に使用していませんか？ ◆ ドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業　など **注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。**	□
3	車両系建設機械の運転は、有資格者が行っていますか？ （例）機体重量３ｔ以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業) ：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者	□
4	クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、移動式クレーン運転に係る有資格者が行っていますか？ また、玉掛け業務は有資格者が行っていますか？ （例）◆ 当該機械のつり上げ荷重が1ｔ以上５ｔ未満 ：小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ◆ つり上げ荷重1ｔ以上のクレーン等の玉掛業務 ： 玉掛け技能講習修了者	□
5	**運転中の車両系建設機械若しくは荷への接触又はつり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所へ労働者を立ち入らせていませんか？** やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）	□
6	車両系建設機械が運行する経路について、車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？ （例） 路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、 必要な幅員を保持すること（標識の設置、ガードレールの設置を含む）	□
7	関係労働者に対して、車両系建設機械に関する安全教育を行っていますか？	□

確認出来なかった項目については、改善対策をお願いします。

長野労働局・労働基準監督署

（令和3年6月）

車両系建設機械　（解体用）

災害発生の概要

鉄筋コンクリート造建築物の解体工事を大型のコンクリート圧砕機（車両系建設機械（解体用）を用いて行っていたところ、解体していた建物の柱、梁等の大きなコンクリート塊が当該コンクリート圧砕機（車両系建設機械（解体用）の運転席へ落下し、運転者がその下敷きになった。
（作業員１名死亡）

車両系建設機械　（解体用）

再発防止のためのポイント（1）

１　地上に大型の重機（車両系建設機械（解体用））を設置し、建物構造体を上階から解体していく場合は、大きなコンクリート塊とならない方法で解体すること
　例えば、柱の解体については、上部から徐々にコンクリートを破砕すること

２　あらかじめ、解体作業に伴う危険有害因子や予想される災害　（コンクリート塊の落下経路の予測等）を洗い出し、当該危険有害要因に対応する災害防止対策を講じること

～　最近の災害事例から　～

車両系建設機械　（解体用）

再発防止のためのポイント（２）

３　高さ5メートル以上のコンクリート造の工作物の解体又は破砕の作業については、「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」を選任し、作業を直接指揮させること

４　車両系建設機械（解体用）を用いて解体作業を行うときは、　あらかじめ、解体作業場所の状態等を調査し、この調査により知り得たところに適用する作業計画　を定め、その作業計画により作業を行うこと

車両系建設機械の作業計画

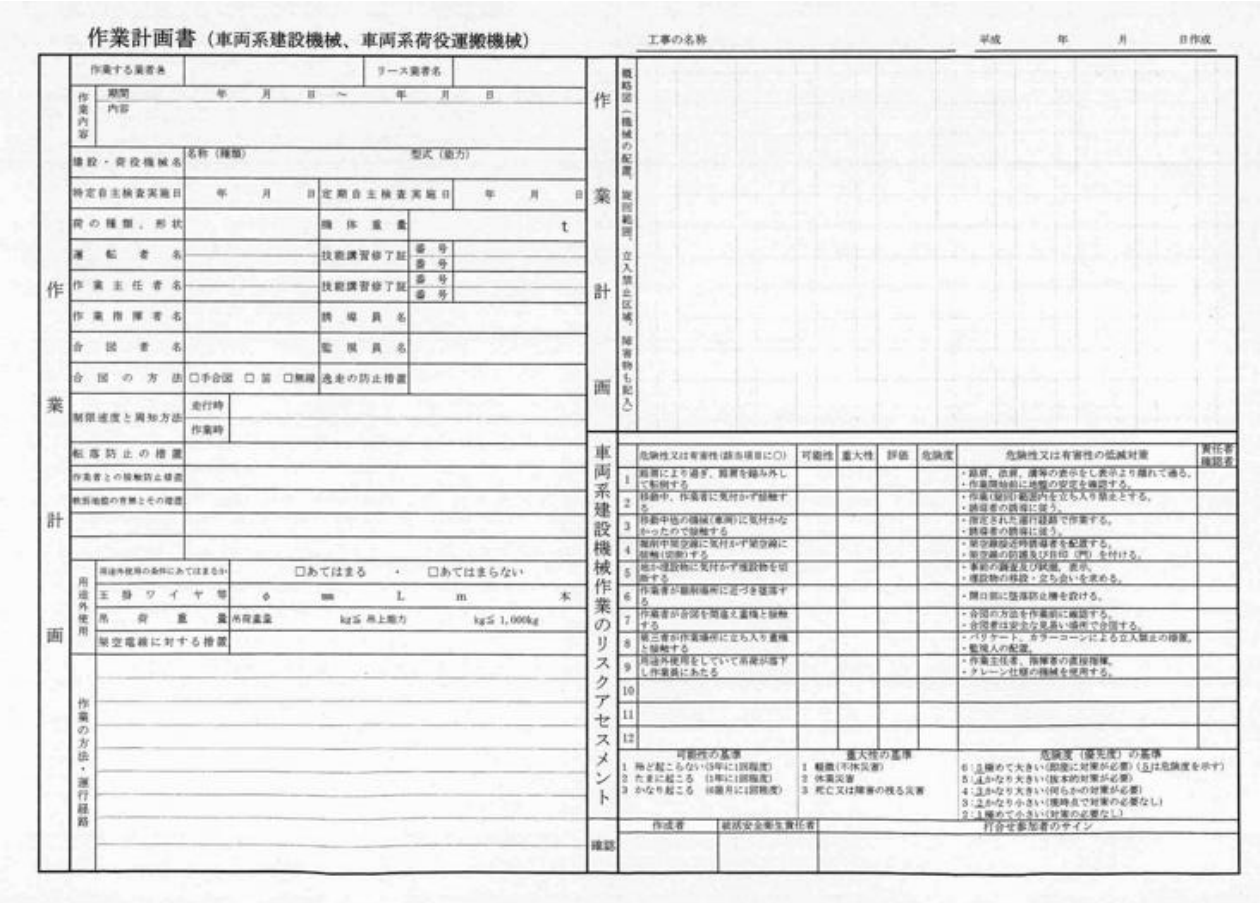

作業計画書（車両系建設機械、車両系荷役運搬機械）

工事の名称　　平成　年　月　日作成

作業計画

作業する業者名		リース業者名	
作業内容	期間　年　月　日 ～ 年　月　日 内容		
建設・荷役機械名	名称（種類）　型式（能力）		
特定自主検査実施日	年　月　日	定期自主検査実施日	年　月　日
荷の種類，形状		機体重量	t
運転者名		技能講習修了証	番号 番号
作業主任者名		技能講習修了証	番号 番号
作業指揮者名		誘導員名	
合図者名		監視員名	
合図の方法	□手合図　□笛　□無線	逸走の防止措置	
制限速度と周知方法	走行時 作業時		
転落防止の措置			
作業者との接触防止措置			
軟弱地盤の有無とその措置			
用途外使用	用途外使用の条件にあてはまるか	□あてはまる　・　□あてはまらない	
	玉掛ワイヤ等	φ　mm　L　m　本	
	吊荷重量	吊荷重量　kg≦吊上能力　kg≦1,000kg	
	架空電線に対する措置		
作業の方法・運行経路			

作業計画

概略図（機械の配置，旋回範囲，立入禁止区域，障害物も記入）

車両系建設機械作業のリスクアセスメント

	危険性又は有害性（該当項目に○）	可能性	重大性	評価	危険度	危険性又は有害性の低減対策	責任者確認者
1	路肩により過ぎ、路肩を踏み外して転倒する					・路肩，法肩，溝等の表示をし表示より離れて通る。 ・作業開始前に地盤の安定を確認する。	
2	移動中，作業者に気付かず接触する					・作業(旋回)範囲内を立ち入り禁止とする。 ・誘導者の誘導に従う。	
3	移動中他の機械(車両)に気付かなかったので接触する					・指定された運行経路で作業する。 ・誘導者の誘導に従う。	
4	離所作架空線に気付かず架空線に接触(近接)する					・架空線近傍作業者を配置する。 ・架空線の防護及び目印（門）を付ける。	
5	地下埋設物に気付かず埋設物を切断する					・事前の調査及び試掘，表示。 ・埋設物の移設・立ち会いを求める。	
6	作業者が最前場所に近づき墜落する					・開口部に墜落防止柵を設ける。	
7	作業者が合図を間違え重機と接触する					・合図の方法を作業前に確認する。 ・合図者は安全な見易い場所で合図する。	
8	第三者が作業場所に立ち入り重機と接触する					・バリケード，カラーコーンによる立入禁止の措置。 ・監視人の配置。	
9	用途外使用をしていて荷崩れ落下し作業員にあたる					・作業主任者，指揮者の直接指揮。 ・クレーン仕様の機械を使用する。	
10							
11							
12							

可能性の基準
1 殆ど起こらない（3年に1回程度）
2 たまに起こる（1年に1回程度）
3 かなり起こる（6箇月に1回程度）

重大性の基準
1 軽微（不休災害）
2 休業災害
3 死亡又は障害の残る災害

危険度（優先度）の基準
6：3極めて大きい（即座に対策が必要）（5は危険度を示す）
5：4かなり大きい（抜本的対策が必要）
4：3かなり大きい（何らかの対策が必要）
3：2かなり小さい（現時点で対策の必要なし）
2：1極めて小さい（対策の必要なし）

確認

作成者	統括安全衛生責任者	打合せ参加者のサイン

リスクアセスメントを取り入れた作業計画（建災防長野県支部作成）

※ 作業計画は関係労働者への周知を！

車両系建設機械災害防止対策のポイント

- 有資格者による運転
- あらかじめ作業方法、使用機械の種類・能力、運行経路、配置等を盛り込んだ「作業計画」を定め、この計画による作業（関係労働者への周知含む）
- 危険区域（旋回範囲・運行経路）への立入禁止の徹底（やむを得ない場合は誘導者の配置と合図の励行）
- 転落のおそれのある路肩作業には、誘導者を配置
- 主たる用途以外の使用（荷のつり上げ等）禁止

～　最近の災害事例から　～

墜落･転落災害

災害の概要

建築物解体現場において、地上高さ約9メートルの作業床の端で廃材を地上に落とす作業を行っていた労働者が墜落し死亡。

作業床の端部には、手すりはあったが、解体作業中に破損し、一部欠損しており、被災者はその欠損した箇所から墜落した。

なお、死亡した労働者は、墜落制止用器具を着用していたが、使用していなかった。

墜落・転落災害防止対策のポイント

- 安全な作業床の設置
- 作業床の端・開口部への高さ90cm以上の手すり（中さん、幅木）の設置
- 上記措置ができない場合は、防網の設置・墜落制止用器具の使用

  ・・・短時間で終了する工事においては、特に注意！
- はしご・脚立の安全な使用

  （はしご：転位防止／脚立：安定した場所での使用、不安定な作業姿勢の禁止）
- 適正な保護具の正しい着用

  （保護帽：使用区分が「墜落時保護用」（国検定）／履物：耐油性・屈曲性に優れた靴）

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

３　災害復旧工事における労働災害防止対策など

災害復旧工事における労働災害防止対策

「令和3年8月11日からの大雨による災害の復旧工事における労働災害防止の徹底について」

（令和3年8月20日付け長野労発基0820第1号）

（写）

長野労発基 0820 第 1 号
令 和 3 年 8 月 2 0 日

公共工事の発注機関・建設業界団体の長　殿

厚生労働省長野労働局長

令和３年８月 11 日からの大雨による災害の復旧工事
における労働災害防止の徹底について（お願い）

今般の大雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、平素より、労働行政の推進につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今月 11 日からの大雨により、県内で土石流が発生するなど大きな被害がもたらされたところです。

このため、今後は、復旧工事が多数発生することが想定され、その際の労働災害防止の徹底が求められるところです。特に本件のような応急的な復旧工事においては、現場の状況に応じた早急な対応が求められ、十分な準備期間がないままに作業に入ることが多く、当該作業の危険性を十分に把握できないために、重大な災害が発生する事態が繰り返されてきたところであり、二次災害防止の観点から、労働災害防止の徹底がより重要になります。

つきましては、公共工事の発注先（建設業界団体の皆様におかれては貴団体の会員）に対し、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施することはもとより、特に下記の事項を実施するよう周知いただきますよう、お願い申し上げます。

災害復旧工事における
土砂崩壊災害防止対策のポイント

- 大雨等の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに留意し、作業箇所及びその周辺の地山について、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等の十分な調査の実施
- 上記調査結果を踏まえ、作業計画を定め、この計画に基づく作業
- 点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合より頻度を高めた点検の実施。点検により異常を認めた（変状の進行等）場合は、発注者を含めて、対策を協議

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（H27.6）の概要

＜ 趣旨・目的 ＞

①中小規模の道路工事、砂防工事等の地山の掘削作業では、**十分な地質調査がなされておらず**、**施工開始後に設計図書が地質状況を反映していないことが判明**する場合がある。

②**掘削中の斜面は、降雨、湧水等により日々変化**し、それらの変化が斜面崩壊につながる場合がある。

③**点検により斜面の状態を的確に把握**すること、工事関係者が点検結果に基づいた**斜面崩壊の危険性を共有することが重要**。

＜斜面掘削工事における点検等の種類と実施時期＞

設計・施行段階の点検	日常点検	変状時の点検	異常時対応シート
設計時、施行計画時、丁張設置時、掘削作業前、掘削作業終了時	毎日の作業開始前、毎日の作業終了時、大雨時、震度4以上の地震の後等	日常点検表で変状を確認した場合	変状時点検表により変状の進行を確認した場合

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインに基づく日常点検、変状時の点検の徹底を！

『「点検表」で危険情報の共有を図りましょう』

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの背景

建設業における斜面崩壊による死亡災害の発生状況

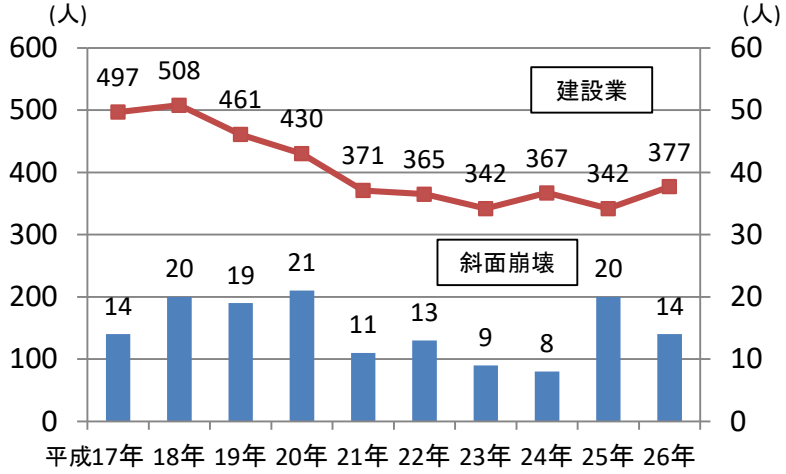

（資料出所：厚生労働省死亡災害報告）

- 斜面崩壊により毎年10人から20人の死亡災害が発生
- 平成元年から平成14年の斜面崩壊による死亡災害129件、重大災害20件のうち、災害発生状況が詳細に把握できた131件の分析結果
  - 道路工事中の災害　57%
  - 請負金額2000万円未満の工事　30%
    4000万円未満の工事　44%
  - 工期が半年以内の工事　65%
  - 災害時の作業人数が10人以下のところ　90%

中小規模施工者を中心に対策を講じることが効果的

工事種別災害発生割合

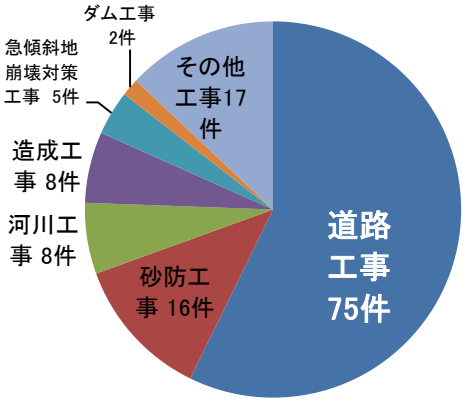

請負金額種別災害発生割合

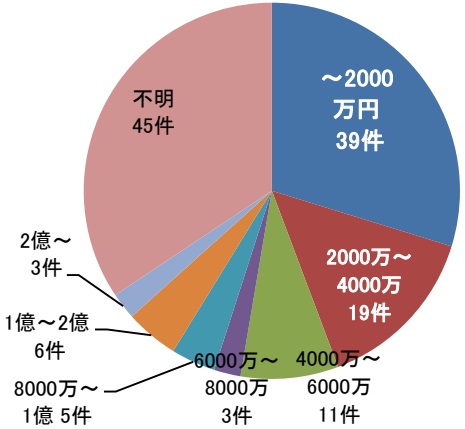

工期別災害発生状況

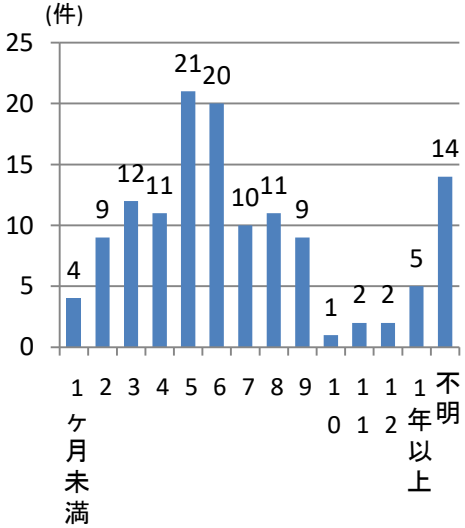

災害時の作業人数別災害発生状況

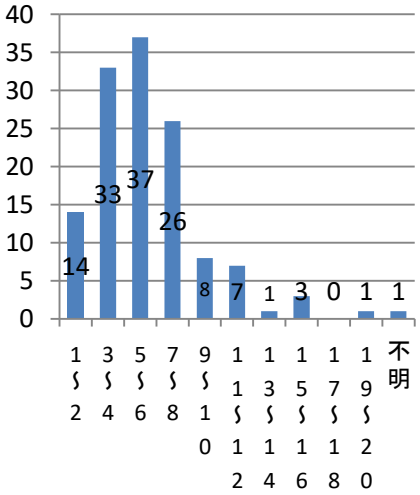

（資料出所：独立行政法人労働安全衛生総合研究所「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関する調査研究会」報告書）

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの背景

斜面の崩壊規模別災害発生状況

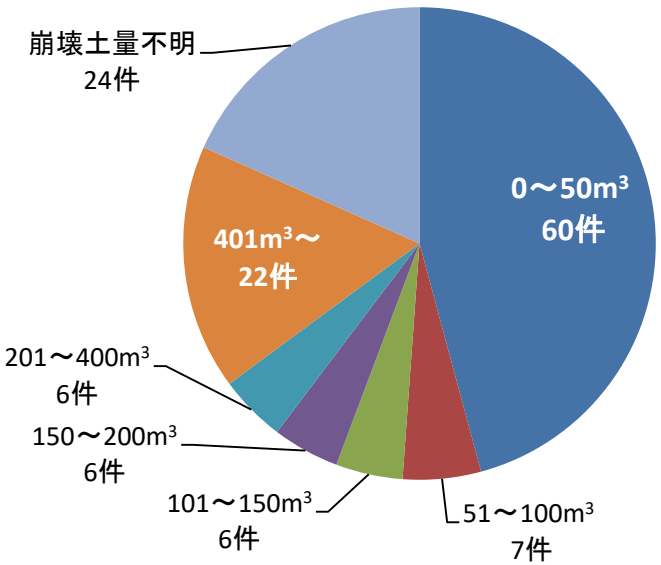

斜面安定化対策工法別災害発生状況

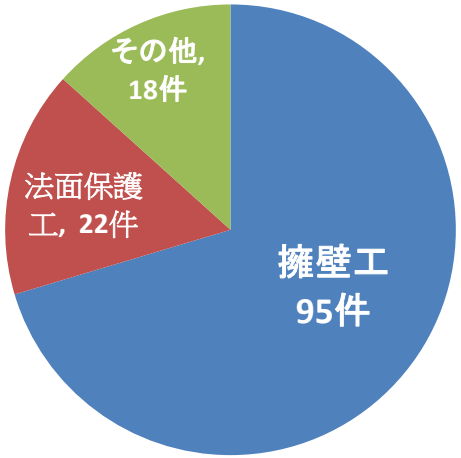

- 斜面崩壊災害における崩壊土量50m³以下　46%で最多
- 崩壊した地山を高さ・勾配別にみると以下のとおり
  - 勾配が60度以上75度未満の斜面　46%で最多
    ←崖崩れは40度から49度で最も頻度が高いため、
    自然斜面の崩壊に比べて急勾配
  - 労働安全衛生規則第356条のその他の地山の場合に法違反となる斜面高さ・勾配での掘削　40%

崩壊斜面の高さ・勾配別災害発生状況

	60°未満	60°以上75°未満	75°以上90°未満	90°	不明	計
2m未満		1	1	2		4
2m以上5m未満	1	15	8	1		25
5m以上10m未満	8	12	3	3	1	27
10m以上30m未満	10	16	5	1	1	33
30m以上50m未満	2	1			1	4
50m以上	1	3				4
不明	8	12	4	1	9	34
計	30	60	21	8	12	131

＊点線部分は、労働安全衛生規則第356条の岩盤又は堅い粘土からなる地山の掘削において法違反となる斜面高さ・勾配
＊網掛け部分は労働安全衛生規則第356条のその他の地山において法違反となる斜面高さ・勾配

（資料出所：独立行政法人労働安全衛生総合研究所「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関する調査研究会」報告書）

ガイドラインに示した日常点検表

工事名		点検箇所		施工会社	
設計・施工段階別点検表で確認された現象の有無		無　・　有　（その現象＝　　）			

1．この日常点検表は、斜面の崩壊を予知し、労働災害を防止するために、斜面の変状をいち早く発見するために使用する。
2．この日常点検表は、斜面掘削工事、切土部での擁壁工事などの作業開始前、作業終了時、大雨時、中震以上の地震の後などに使用する。
3．点検の結果、該当する項目がある場合は、その項目に“○”をつけ、該当しない場合は“レ”又は“―”をつける。
4．点検の結果、いずれかの項目に“○”印がついた場合、「変状時点検表」を用いて変状の推移を確認し、必要な対応を行う。（⑩、⑪を除く。）

点検月日 （A：始業、B：終業：C：大雨、D：中震、E：ほか）		／ （　）	／ （　）	／ （　）	／ （　）	／ （　）	／ （　）	／ （　）	／ （　）	／ （　）	備考
点検項目	①　切土勾配が丁張りと合わなくなった										
	②　切土部などに新たに亀裂が見つかった										
	③　切土部や底面などに“はらみ”が見つかった										
	④　切土部の底面などに落石が見つかった										
	⑤　切土部などの一部に崩壊が見つかった										
	⑥　切土部に地下水（湧水）が出てきた										
	⑦　切土部などに浮石・転石が見つかった										
	⑧　周辺の樹木の傾きが変わった										
	⑨　周辺の構造物に変状が見つかった										
	※下記の⑩、⑪項目の点検の結果、○が付いた場合は直ちに改善する。（改善により、変状時点検表には移行する必要はなくなる。）										
	⑩　降雨時に斜面の排水がスムーズでない										
	⑪　降雨時の法面保護対策（シート等）に異常がある										
	⑫　「設計・施工段階別点検表」のうち、特記すべき現象が見つかった										
	⑬　その他（　　）										
備考	変状場所、変状時刻、変状状況、改善状況など										
点検者サイン											
確認者サイン											

再掲

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（H27.6）の概要

＜ 趣旨・目的 ＞

①中小規模の道路工事、砂防工事等の地山の掘削作業では、十分な地質調査がなされておらず、施工開始後に設計図書が地質状況を反映していないことが判明する場合がある。

②掘削中の斜面は、降雨、湧水等により日々変化し、それらの変化が斜面崩壊につながる場合がある。

③点検により斜面の状態を的確に把握すること、工事関係者が点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性を共有することが重要。

＜斜面掘削工事における点検等の種類と実施時期＞

設計・施行段階の点検	日常点検	変状時の点検	異常時対応シート
設計時、施行計画時、丁張設置時、掘削作業前、掘削作業終了時	毎日の作業開始前、毎日の作業終了時、大雨時、震度4以上の地震の後等	日常点検表で変状を確認した場合	変状時点検表により変状の進行を確認した場合

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインに基づく日常点検、変状時の点検の徹底を！

『「点検表」で危険情報の共有を図りましょう』

積雪寒冷地特有の災害防止対策について

冬季における労働災害防止

冬季特有の災害を防止するために･･･

長野労働局労働基準部健康安全課・各労働基準監督署

積雪寒冷地である長野県は、冬になると激しい降雪と厳しい寒さにより、労働の現場が大きな影響を受けます。

具体的には、

- ✓ 積雪や凍結による「転倒」などの災害
- ✓ 路面の凍結によるスリップ事故（交通労働災害）
- ✓ 除雪作業中の「墜落・転落」、「転倒」などの災害

といった、いわゆる『冬季特有』の災害の発生です。

これらを防止するためには、職場における安全に対する意識や取組について再度確認し、また、冬季に発生する労働災害の特徴を熟知して、あらかじめ適切な対策を講ずることが必要です。

積雪寒冷地特有の災害防止対策について

積雪や凍結による「転倒」などの災害防止

以下の点をご確認いただき、対策を講じましょう。

- ✓ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある場所を認識していますか？
- ✓ 除雪用具、融雪剤、転倒防止用マットを準備していますか？
- ✓ 段差のある箇所や滑りやすい場所などを危険場所として「見える化」していますか？
- ✓ ヒヤリハット情報を活用して、危険マップを作成し、周知していますか？
- ✓ 「ながら歩き」や走っての移動、ポケットに手を入れたまま歩くことなどを禁止していますか？
- ✓ 滑りにくい靴や手袋の着用を推奨していますか？
- ✓ 降雪、凍結前に、転倒を予防するための教育・指導等を実施していますか？
- ✓ 降雪、気温に関する気象情報を把握し、注意喚起を行うための体制を確保していますか？

(R３.11)

積雪寒冷地特有の災害防止対策について

除雪作業中の「墜落・転落」、「転倒」などの災害防止

以下の点をご確認いただき、対策を講じましょう。

- ✓ 屋根の雪下ろしを行う際に、保護帽（ヘルメット）・墜落制止用器具（安全帯）を使用していますか？
- ✓ 屋根で踏み抜くおそれがある箇所には、歩み板を設けて作業していますか？
- ✓ 昇降用はしごを用いる場合は、転位防止措置を必ず講じていますか？
- ✓ 落雪のおそれのある箇所を立入禁止していますか？
- ✓ 除雪機等の回転部分が圧雪などで詰まって停止した場合、エンジンを止めて、機械停止してから対処していますか？
- ✓ 除雪機等の周囲の立入禁止、誘導員の配置等を行っていますか？

具体的な対策につきましては、

長野労働局の「冬季における労働災害防止対策」をご確認ください。

- ➢ 「STOP!冬季労働災害」パンフレット
- ➢ 冬季における労働災害防止対策(令和２年10月28日 長野労基発1028第１号)

をホームページで公開しています。

安全衛生関係リーフレット等入手先

厚生労働省ホームページ

安全衛生関係リーフレット等入手先

長野労働局ホームページ